

提 言

子どもの心の診療

柳澤 正義 (日本子ども家庭総合研究所)

小児保健医療分野で子どもの心が最重要課題の一つとなって久しい。いじめ、非行、不登校、子どもへの虐待などが社会問題となり、「健やか親子21」においても主要な課題の一つとして取上げられている。さらに近年、広範性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害に対する社会の認識が深まり、発達障害者支援法が施行されるに至った。

しかし、このような状況に対応する医療体制や専門の人材の育成は極めて不備であり、対策が急がれている。国としても、本年度、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を設置し、検討を開始したところである。また、これに平行して厚生労働科学研究の子ども家庭総合研究事業として研究班も編成された。

心や行動の問題を抱えた子どもとその保護者は、幅広い訴えをもって一般の小児科医を受診することが多い。そこでのトリアージと初期対応を経て、必要に応じてより専門性をもった小児科医あるいは精神科医を受診する。さらに疾患あるいは病態によってはより高度な専門医師によって診療される必要がある。すなわち、一般の小児科医、精神科医の子どもの心の診療に関するレベルアップから、より専門性をもった医師、さらには指導的立場の医師の養成まで、全体としての整備が必要である。また、適切な医療体制を構築するうえで、小児科と精神科の密接な連携・協働が不可欠である。前述の検討会にしても、研究班にしても、小児科と精神科の連携・協働によって医療の向上を図っていく方向で議論が進められるであろう。

さらに、全体の体制を整備するうえで、医師の養成のみならず、関連するさまざまな課題の解決も必要である。例えば、心理職の確保は不可欠であるし、また、現状で全く採算のとれないこの領域の診療報酬の抜本的な是正が必要である。



りかちゃん1か月

写真提供 柳澤正義